

## 居宅介護支援事業所重要事項説明書

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0942-72-1830 (月曜・火曜・水曜・木曜・金曜 9:00~18:00)

担当 介護支援専門員／管理者 平島 聰子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

### 2. 居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランサービスわかいち
所在地	福岡県小郡市干潟2061番地の2
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (小郡市 第407290774号)
サービスを提供する実施地域※	うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、日田市、小郡市、久留米市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 事業所の職員体制

管理者 兼 介護支援専門員 1名

#### (3) 営業時間

○月曜・火曜・水曜・木曜・金曜 ... 午前9時から午後6時まで

#### (4) ○当事業所の介護支援専門員等は介護保険制度の主旨に沿い、お客様の心身の状況・

環境に応じて、そのお客様が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の立場にたって援助を行います。

○居宅介護支援の実施にあたっては、お客様、ご家族様の意思及び人権・尊厳を尊重します。お客様の選択に基づき、中立公正な立場で、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努めます。また、関係の市町村、医療機関、介護・福祉関係機関との連携をはかります。

### 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

#### (2) 交通費

①実施地域内は、無料

②実施地域外は、実施地域を超えたところより1km毎25円

#### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

## 5. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

担当 平島 聰子 電話0946-72-1830・Fax0942-72-1890

### (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

・うきは市役所 保健課 介護・高齢者支援係	電話0943-75-4960
・朝倉市役所 介護サービス課 高齢者サービス係	電話0946-22-1111
・筑前町 福祉課 高齢者福祉係	電話0946-24-8763
・東峰村 健康福祉課 介護保険係	電話0946-74-2311
・日田市役所 福祉保健部 長寿福祉課 長寿福祉係	電話0973-22-8299
・小郡市役所 長寿支援課 介護保険係	電話0942-72-2111
・久留米市役所 健康福祉部 長寿支援課	電話0942-30-9038
●福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	電話092-642-7859
●大分県国保連合会 国保連合会苦情処理専用電話	電話097-534-8475

## 6. 当法人の概要

法人種別・名称 有限会社 風のふく丘

設立 平成14年9月

所在地・電話 福岡県小郡市干潟2061-2

代表取締役 福田 厚子 電話 0942-72-1830

事業内容 居宅介護支援事業

通所介護事業、

住宅型有料老人ホーム事業

認知症対応型共同生活事業（グループホーム）

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護（以下、「要介護認定等」といいます）申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定等までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護、支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

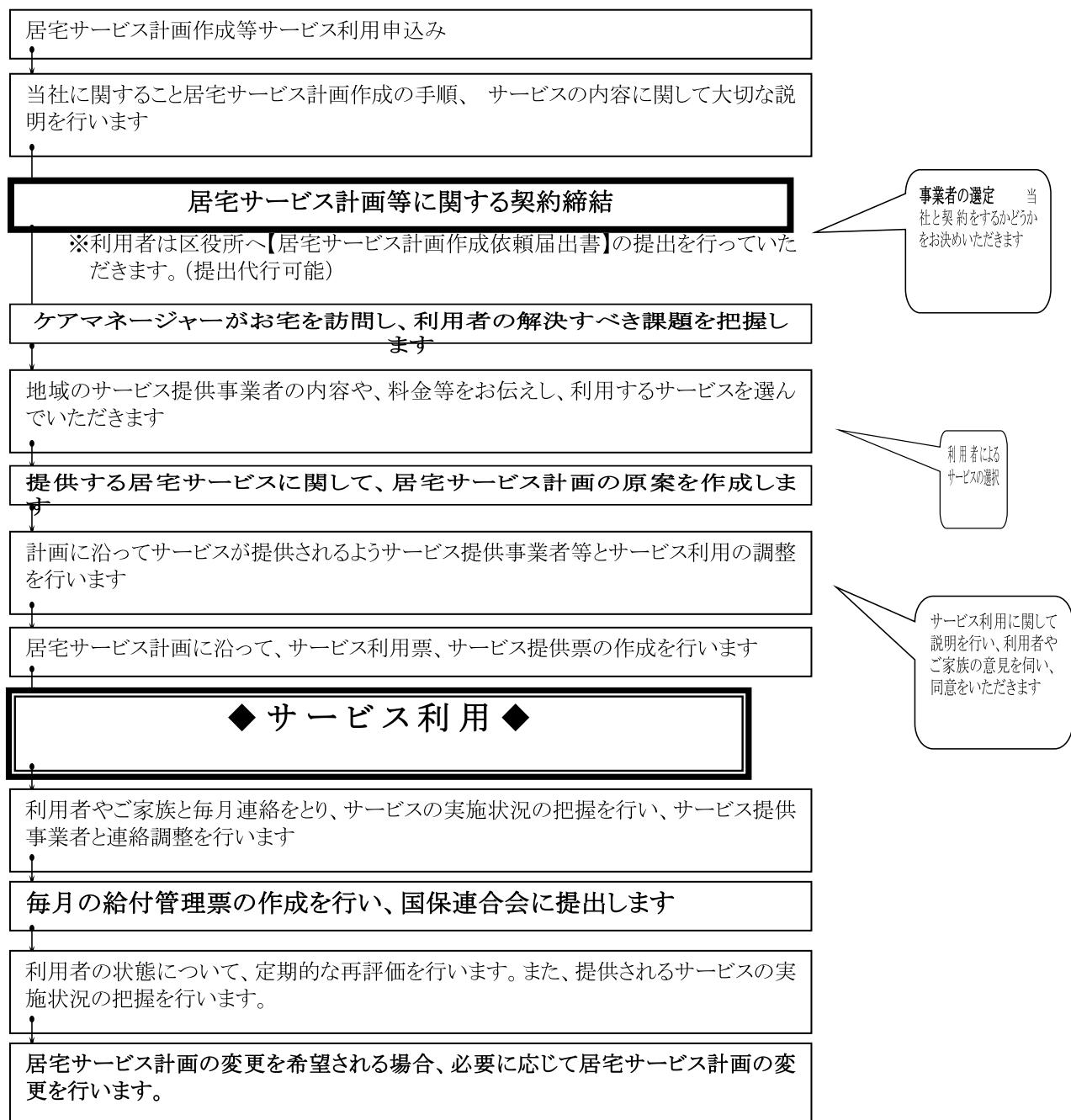
### 3. 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用者は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 福岡県小郡市干潟2061番地の2  
名称 有限会社 風のふく丘  
代表取締役 福田 厚子 印

説明者 ケアプランサービスわかいち  
管理者 平島 聰子 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者  
住 所  
氏 名 印

家族(代理人)  
住 所  
氏 名 (続柄)  
印